

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【四半期会計期間】 第89期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 四国化成工業株式会社

【英訳名】 Shikoku Chemicals Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 C . E . O . 山下 矩 仁 彦

【本店の所在の場所】 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

【電話番号】 (0877)22-4111

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 企画・管理担当 富 田 俊 彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地B16

【電話番号】 (043)296-4111

【事務連絡者氏名】 幕張支社総務部長 田 中 靖

【縦覧に供する場所】 四国化成工業株式会社 幕張支社
(千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地B16)

四国化成工業株式会社 大阪支社
(大阪府吹田市豊津町22番6号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 幕張支社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第3四半期連結累計期間	第89期 第3四半期連結会計期間	第88期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高 (百万円)	31,303	9,656	43,686
経常利益 (百万円)	3,513	662	5,032
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,014	352	2,923
純資産額 (百万円)	-	31,711	31,343
総資産額 (百万円)	-	54,503	57,041
1株当たり純資産額 (円)	-	538.38	532.45
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	34.41	6.02	49.82
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	49.81
自己資本比率 (%)	-	57.8	54.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,268	-	3,127
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,524	-	1,956
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,657	-	1,472
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	-	4,139	5,111
従業員数 (人)	-	1,044	1,028

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,044	(110)
---------	-------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	558	(15)
---------	-----	------

(注) 上記の人数は、関係会社等への出向者(25人)を除き、執行役員(4人)を含んでおり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当第3四半期連結会計期間の生産、受注及び販売の状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。また、当四半期連結会計期間が四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との対比は行っておりません。

(1) 生産実績

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
化学品事業	
無機化成品	536
有機化成品	2,178
ファイン ケミカル	1,361
小計	4,077
建材事業	
壁材	525
エクステリア	2,494
小計	3,020

- (注) 1 生産金額は主に生産量に平均販売価格を乗じて算出しております。
2 生産実績は自家消費(無機・有機化成品及びファイン ケミカル)を一部含んでおります。
3 その他の事業については生産活動になじまないため記載しておりません。
4 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
化学品事業	
無機化成品	1,992
有機化成品	1,654
ファイン ケミカル	1,612
小計	5,259
建材事業	
壁材	815
エクステリア	3,220
小計	4,035
その他の事業	360
合計	9,656

- (注) 1 販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上となる販売先はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。また、当四半期連結会計期間が四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との対比は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日～平成20年12月31日)の当社グループを取り巻く経済環

境は、米国発の金融危機に端を発した世界的な景気の減速や円高の急進により、さらに厳しさを増しました。

このような状況下、当社グループの業績は、販売価格の是正や費用の削減による収益力の強化に努めましたものの、電子材料分野での急激な市場の冷え込みによりファイン ケミカルの販売が減少したほか、為替変動の影響を受けました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は96億56百万円、営業利益は9億54百万円、経常利益は6億62百万円、四半期純利益は3億52百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

化学品事業

(無機化成品)

レーヨン・セロハン向けの二硫化炭素や、ラジアルタイヤ向け原料である不溶性硫黄は、為替変動の影響を受けましたが、販売価格の是正による収益性の改善に努めました。無水芒硝は販売シェアの拡大と採算性の改善に努めました。

(有機化成品)

殺菌消毒剤シアヌル酸誘導品は、原材料価格の上昇や為替変動の影響を受けましたが、販売価格の是正による収益性の改善に努めました。また、耐熱電線ワニス向けのセイクは収益体質の改善に努め、排水処理材であるハイポルカは市場開拓に注力しました。

(ファイン ケミカル)

プリント配線板向けの水溶性防錆剤であるタフエースや、エポキシ樹脂硬化剤を主用途とするイミダゾール類は、市況の急速な悪化により販売が低調に推移したほか、為替変動の影響を受けました。

以上の結果、売上高は52億59百万円、営業利益は9億70百万円となりました。

建材事業

(壁材)

景気減速により住宅市場が停滞する中、内装分野を中心に販売が伸び悩みましたが、高付加価値製品の拡販による収益性の改善に努めました。

(エクステリア)

景気減速による市場の冷え込みにより、住宅分野、景観分野ともに販売が伸び悩みました。また、原材料価格上昇の影響を受けましたが、販売価格の是正による収益性向上に努めました。

以上の結果、売上高は40億35百万円、営業利益は3億12百万円となりました。

その他の事業

その他の事業は、フード事業の販売が伸び悩みましたが、情報システム事業における販売が順調に推移しました。

以上の結果、売上高は3億60百万円、営業利益は38百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、41億39百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、15億41百万円となりました。主な増加項目は税金等調整前四半期純利益6億5百万円、減価償却費4億53百万円、売上債権の減少4億75百万円、仕入債務の増加9億95百万円、一方で主な減少項目は法人税等の支払8億37百万円であります。

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、15億56百万円となりました。主なものとしては、設備投資など有形固定資産の取得による支出3億34百万円のほか、定期預金の増加8億77百万円がありました。

財務活動により調達したキャッシュ・フローは10億29百万円となりました。主として、短期借入金の増加であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

高騰を続けていた原材料価格は当第3四半期連結会計期間において一転して急落しておりますが、世界的な金融不安に端を発する実体経済の悪化は、急速な円高も相俟って、自動車、電機をはじめとするわが国の基幹産業にも前例を見ない大きな影響を及ぼしています。これらの業界の変調により、その原材料の一角を占める当社製品の需要動向も少なからぬ影響を受けております。

景況の見通しはなお不透明ですが、当社グループといたしましては、事業毎の戦略見直しを通して環境変化に機敏に対処してまいります。

なお、当第3四半期連結会計期間において新たに発生した財務上の対処すべき課題はありません。

また、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かの判断は、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきだと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等からみてステークホルダーとの関係を破壊するもの、当社に対して高値で買取りを請求する場合や、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、また当社や株主の皆様が買付けの条件について検討し、あるいは当社が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものもないとは言えず、これらの行為に関して、当社の基本理念や株主の皆様を始めとするステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を、以下「基本方針」といいます。

2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

企業理念、企業ビジョン等

当社グループは、創業の基となり事業展開の源泉ともなってきた「独創力」を企業理念として、「豊かで輝く企業、小粒でも世界に通用する企業集団となる」ことをビジョンに掲げております。このビジョンの実現に向け「スピード&ストレッチ」を行動指針として、より高い目標設定とその達成に向けた意思決定、並びに行動の迅速化を全役職員共通の価値観としています。

中期経営計画

上記ビジョンに近づくための具体的な取組みとして、当社グループでは平成22年3月期を最終年度とする5年間の中期経営計画「Shikoku Survival Strategy (SSS)」を策定し、その達成に向けた事業運営を行っております。

SSSは、コア・コンピタンスを重視した研究開発型のグローバル・ニッチ企業志向、現場重視主義の経営を基本方針に置き、既存コア事業の強化・拡大による収益性向上を第1ステップとして、新規事業創出による事業規模の拡大、またグループ会社を含めた包括的な競争力向上とグループ経営を主眼とした経営効率化を目指しております。

化学品事業においては、グローバル・ニッチの方針の下、既存各事業の深耕とその周辺展開による事業基盤の強化とともに、事業ポートフォリオの再構築も視野に入れ、全体としての更なる収益性向上を最優先に、次代を担う事業の育成に努めております。また、建材事業においては、壁材とエクステリア、あるいは両者が融合する領域で、商品の独自性とユーザーニーズへのきめ細かな対応による差別化を図りつつ事業領域拡大に取り組むとともに、収益性を重視した営業戦略と一層の効率化を推進し、事業基盤の強化を図っております。

全体の計数目標としては、連結売上高500億円、連結営業利益50億円、ROA（総資産純利益率）5%を掲げておりますが、既に連結営業利益とROAについては所期の目標を達成しております。コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの整備

当社は、継続的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する組織と透明性の高い株主重視の経営システムの構築を重要施策として認識しております。「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」に則り、株主の権利の保護、株主の平等性の確保、ステークホルダーとの円滑な関係の構築、適時適切な情報開示を重視し、その実効性を確保する体制の構築に努めております。

適正なコーポレート・ガバナンスを確保するために、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、執行役員制度を導入するとともに、各々の機能にC.E.O.（最高経営責任者）とC.O.O.（最高執行責任者）を置いております。経営責任と業務執行責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役、執行役員の任期は1年としております。

また、企業の社会的責任を真摯に受け止め、内部統制システムの構築によりグループ全体のコンプライアンス体制並びにリスク管理体制を確立するとともに、「環境・安全・健康」を確保するために環境負荷軽減と環境保全に向けた活動を自主的かつ継続的に行い、循環型社会の形成に貢献する企業集団を目指して取り組んでおります。

当社グループは、今後とも、こうした「中期経営計画SSS」への取り組みやコーポレート・ガバナンス向上への取り組みが、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策））

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、基本方針に照らして当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月26日開催の当社第88回定時株主総会の承認をもって、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の採用を決定し、本プランは第88回定時株主総会において承認されました。

本プランの概要は、以下のとおりです。

本プランの対象となる当社株券等の買付け

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大量買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大量買付等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

()当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

()当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

大量買付ルールの内容

当社は、買付者等が当社取締役会に対して大量買付等に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、原則として60日（対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合）又は90日（その他の大量買付等の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を経過した後のみ、大量買付等を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。また、大量買付ルールに関連して、本プランを適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を防止するため、独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて株主意思の確認手続きを行うこととします。独立委員会委員は3名以上とし、独立委員会委員は公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外有識者の中から選任します。当初の独立委員会委員には、社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、当社株主の皆様のご意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付等の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとなりますが、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

大量買付等がなされた場合の対応方針

() 買付者等が大量買付ルールを遵守した場合

買付者等が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付等に対する対抗措置はとりません。買付者等の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。しかし、買付者等が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、買付者等による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本プランの例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段を取ることがあります。

() 買付者等が大量買付ルールを遵守しない場合

買付者等が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、必要性及び相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付等に対抗する場合があります。買付者等が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択する場合には、買付者等に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の条件として定めます。

() 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、買付者等が大量買付等の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことができるものとします。株主・投資家に与える影響等

() 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

() 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権3個を上限とした割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

() 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、株主の皆様におかれましては、当社が公告する新株予約権無償割当てにかかる割当て期日までに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

本プランの適用開始と有効期限

本プランは、第88回定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた平成20年6月26日から発効し、本プランの有効期限は、平成23年6月30日までに開催される第91回定時株主総会の終結の時までとします。

- 4)本プランが基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付等がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本プランは、買付者等が大量買付等に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び取締役会評価期間が経過した後にのみ大量買付等を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない買付者等に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、買付者等の大量買付等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、買付者等に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。このように本プランは、基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様の承認を本プランの発効・延長の条件としており、本プランにはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付等を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

加えて本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役の任期は1年となっていますので、毎年取締役の選任を通じて本プランにつき株主の皆様のご意思を反映させることができます。

また、大量買付等に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本プランに係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様のご意思を尊重するため、株主意の確認手続きを行うことができるとしています。本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでいます。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考え
ております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は2億69百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

この度の景況悪化に伴う消費低迷は各方面に甚大な影響を及ぼしておりますが、当社製品のうちラジアルタイヤ原料である不溶性硫黄、また、いわゆる電子化学材料であるイミダゾール類、タフエース等の販売状況は、自動車、電機業界等の変調によりそれぞれ少なからぬ影響を受けております。更に、急速な為替変動は輸出の収益性に影響を及ぼしております。

一方、収益性向上を主眼に、平成22年3月期を最終年度とする5年間の中期経営計画「SSS」(Shikoku Survival Strategy)は、営業利益率、総資産利益率において所期の目標を既に達成しております。当計画は、業界特性や体質の異なるそれぞれの事業毎に戦略・施策を継続的に見直し、実践する運営を行っておりますが、事業環境の急変を受けてその運営を一段と精緻化しております。

今回の経済危機により、当計画の進捗も一時的な影響を受けることが避けられない情勢ではありますが、今後、選択と集中を徹底し思い切った事業構造改革を断行するとともに、持続的な成長の基となる研究開発活動、生産技術向上にいっそう注力し、既存事業の強化、次代の事業育成を目指す経営戦略の着実な実践に努めてまいり所存であります。

(6) 資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は当第2四半期連結会計期間末比7億11百万円増加し、545億3百万円となりました。当座資産が増加したことなどによるものです。

負債は、当第2四半期連結会計期間末比14億56百万円増加し、227億92百万円となりました。短期借入金の増加などによるものです。

純資産は、当第2四半期連結会計期間末比7億44百万円減少し、317億11百万円となりました。四半期純利益を計上しましたが、その他有価証券評価差額金が減少したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は当第2四半期連結会計期間末の60.0%から57.8%となりました。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	235,850,000
計	235,850,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	58,948,063	58,948,063	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	58,948,063	58,948,063	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

平成19年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	340(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 695(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 695 資本組入額 348
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人たる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職または会社都合退職の場合はこの限りではない。なお、本新株予約権者が死亡により、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人たる地位を失った場合は、当該本新株予約権者の相続人が権利を行使できるものとする。 その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は当初1,000株とする。
 但し、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、目的株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生ずる1単元未満の株式数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

- 2 本新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- 3 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下、総称して「合併契約等」という。)の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を交付することができる。

上記の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。但し、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。

- (a) 交付される新株予約権(以下、「承継新株予約権」という。)の目的である存続会社等の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社等の株式の数(以下、「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \frac{\text{合併契約等に定める当社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当の比率(以下、「割当比率」という。)}}{1}$$

- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	58,948	-	6,867	-	5,741

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】 平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 423,000	-	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 58,144,000	58,144	単元株式数は1,000株であります。
単元未満株式(注)2	普通株式 381,063	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	58,948,063	-	-
総株主の議決権	-	58,144	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式139株が含まれております。

【自己株式等】 平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 四国化成工業株式会社	香川県丸亀市土器町東 8丁目537番地1	423,000	-	423,000	0.72
計	-	423,000	-	423,000	0.72

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	515	510	509	475	449	450
最低(円)	441	458	456	426	409	368

月別	10月	11月	12月
最高(円)	383	375	378
最低(円)	257	304	297

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,061	5,543
受取手形及び売掛金	3 12,237	3 14,077
商品	640	557
製品	4,474	3,948
原材料	1,874	1,687
仕掛品	170	178
繰延税金資産	683	728
その他	306	361
貸倒引当金	16	15
流動資産合計	25,432	27,065
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,101	5,172
機械装置及び運搬具（純額）	3,266	3,483
土地	8,641	8,564
建設仮勘定	129	39
その他（純額）	636	824
有形固定資産合計	1 17,774	1 18,083
無形固定資産	201	256
投資その他の資産		
投資有価証券	8,635	9,967
繰延税金資産	1,822	1,080
その他	637	587
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	11,095	11,635
固定資産合計	29,071	29,975
資産合計	54,503	57,041

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 8,030	3 7,965
短期借入金	3,625	2,400
1年内返済予定の長期借入金	657	5,701
未払法人税等	458	747
役員賞与引当金	34	45
その他	3 2,698	3 3,478
流動負債合計	15,504	20,337
固定負債		
長期借入金	2,529	720
再評価に係る繰延税金負債	1,855	1,855
退職給付引当金	2,453	2,326
役員退職慰労引当金	210	182
負ののれん	40	56
その他	198	217
固定負債合計	7,288	5,359
負債合計	22,792	25,697
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,867	6,867
資本剰余金	5,741	5,741
利益剰余金	17,044	15,619
自己株式	255	255
株主資本合計	29,398	27,973
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	292	1,330
繰延ヘッジ損益	26	0
土地再評価差額金	1,989	1,989
為替換算調整勘定	197	126
評価・換算差額等合計	2,111	3,193
新株予約権	28	11
少数株主持分	172	165
純資産合計	31,711	31,343
負債純資産合計	54,503	57,041

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	31,303
売上原価	19,854
売上総利益	11,449
販売費及び一般管理費	
運送費及び保管費	2,328
広告宣伝費	627
給料	1,413
役員賞与引当金繰入額	34
退職給付費用	164
役員退職慰労引当金繰入額	36
研究開発費	803
その他	2,499
販売費及び一般管理費合計	7,907
営業利益	3,541
営業外収益	
受取利息	22
受取配当金	272
雑収入	60
営業外収益合計	355
営業外費用	
支払利息	87
売上割引	78
為替差損	205
雑損失	11
営業外費用合計	383
経常利益	3,513
特別利益	
固定資産売却益	0
特別利益合計	0
特別損失	
固定資産除却損	103
固定資産売却損	0
減損損失	14
投資有価証券評価損	28
特別損失合計	146
税金等調整前四半期純利益	3,367
法人税、住民税及び事業税	1,344
少数株主利益	8
四半期純利益	2,014

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	9,656
売上原価	6,171
売上総利益	3,484
販売費及び一般管理費	
運送費及び保管費	727
広告宣伝費	207
給料	466
役員賞与引当金繰入額	11
退職給付費用	49
役員退職慰労引当金繰入額	12
研究開発費	269
その他	786
販売費及び一般管理費合計	2,529
営業利益	954
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	84
雑収入	9
営業外収益合計	99
営業外費用	
支払利息	23
売上割引	24
為替差損	341
雑損失	2
営業外費用合計	391
経常利益	662
特別損失	
固定資産除却損	29
固定資産売却損	0
投資有価証券評価損	26
特別損失合計	56
税金等調整前四半期純利益	605
法人税、住民税及び事業税	250
少数株主利益	3
四半期純利益	352

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	3,367
減価償却費	1,314
退職給付引当金の増減額（は減少）	126
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	27
受取利息及び受取配当金	294
支払利息	87
減損損失	14
有形固定資産除却損	103
投資有価証券評価損益（は益）	28
売上債権の増減額（は増加）	1,770
たな卸資産の増減額（は増加）	711
仕入債務の増減額（は減少）	254
その他	381
小計	5,708
利息及び配当金の受取額	294
利息の支払額	86
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	1,648
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,268
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,453
有形固定資産の売却による収入	3
有形固定資産の除却による支出	49
投資有価証券の取得による支出	418
定期預金の増減額（は増加）	598
その他	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,524
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	1,225
長期借入れによる収入	2,550
長期借入金の返済による支出	5,785
自己株式の取得による支出	11
配当金の支払額	585
その他	49
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,657
現金及び現金同等物に係る換算差額	57
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	971
現金及び現金同等物の期首残高	5,111
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,139

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益に与える影響は、軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
税金費用の計算 税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税、住民税及び事業税に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">26,617百万円</div>	1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">25,887百万円</div>
2 偶発債務 保証債務 中讃ケーブルビジョン(株) 476百万円 四国化成欧艾姆(上海)貿易有 限公司 5百万円 計 482百万円	2 偶発債務 保証債務 中讃ケーブルビジョン(株) 510百万円 四国化成欧艾姆(上海)貿易有 限公司 6百万円 計 516百万円
3 受取手形割引高 <div style="text-align: right;">1,414百万円</div> 四半期連結会計期間末日満期手形の処理方法 当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日 ありますが、満期日に決済が行われたものとして 処理しております。 当第3四半期連結会計期間末日満期手形の金額は 次のとおりであります。 受取手形 59百万円 支払手形 285百万円 設備関係支払手形 1百万円	3 受取手形割引高 <div style="text-align: right;">874百万円</div> -

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	5,061百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	921百万円
現金及び現金同等物	4,139百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,948,063株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 420,032株

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社(親会社) 28百万円

(注)権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	292	5.00	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金
平成20年10月28日 取締役会	普通株式	292	5.00	平成20年9月30日	平成20年12月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	化学品事業 (百万円)	建材事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	5,259	4,035	360	9,656	-	9,656
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	-	59	61	(61)	-
計	5,261	4,035	420	9,718	(61)	9,656
営業利益	970	312	38	1,321	(366)	954

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	化学品事業 (百万円)	建材事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売 上高	18,817	11,763	721	31,303	-	31,303
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	-	207	212	(212)	-
計	18,822	11,763	929	31,515	(212)	31,303
営業利益	3,864	792	70	4,727	(1,185)	3,541

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品等の名称

事業区分は事業目的において区分された項目別とし、その事業規模も勘案して下記のとおり分類しております。

- ・化学品事業.....無機化成品、有機化成品、ファインケミカルなどの化学工業薬品事業
- ・建材事業.....内外装用化粧壁、エクステリア、アルミシャッターなどの建築土木資材事業
- ・その他の事業...情報システム事業などの顧客サービス事業

(会計処理の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しておりますが、各セグメントの営業損益に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売 上高	8,783	873	9,656	-	9,656
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,036	0	1,036	(1,036)	-
計	9,820	872	10,692	(1,036)	9,656
営業利益	920	45	965	(10)	954

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	27,569	3,733	31,303	-	31,303
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	3,161	9	3,171	(3,171)	-
計	30,730	3,743	34,474	(3,171)	31,303
営業利益	3,338	187	3,525	15	3,541

(注) 1 国又は地域の区分の方法

地理的な近接度により区分しております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米：米国

(会計処理の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しておりますが、各セグメントの営業損益に与える影響は軽微であります。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	1,009	873	251	2,133
連結売上高(百万円)				9,656
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.5	9.0	2.6	22.1

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	4,064	3,739	724	8,528
連結売上高(百万円)				31,303
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	13.0	11.9	2.3	27.2

(注) 1 国又は地域の区分の方法

地理的な近接度により区分しております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア：東アジア及び東南アジア諸国、北米：米国等、その他の地域：欧州等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1)株式	7,728	8,240	511
(2)債券	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	7,728	8,240	511

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 538円38銭	1株当たり純資産額 532円45銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	31,711	31,343
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	200	176
(うち新株予約権)(百万円)	(28)	(11)
(うち少数株主持分)(百万円)	(172)	(165)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(百万円)	31,510	31,167
普通株式の発行済株式数(千株)	58,948	58,948
普通株式の自己株式数(千株)	420	412
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(千株)	58,528	58,535

2 1株当たり四半期純利益金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 34円41銭	1株当たり四半期純利益金額 6円02銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益(百万円)	2,014	352
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,014	352
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,529	58,526

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第89期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年10月28日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額 292百万円
 1株当たりの金額 5円00銭
 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

四国化成工業株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北田 隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高倉 康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている四国化成工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、四国化成工業株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。